

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案要綱

第一 踏切道改良促進法の一部改正

一 国土交通大臣による改良すべき踏切道の指定方法の見直し

1 国土交通大臣による改良すべき踏切道の指定に係る五箇年の期限を定めないこととし、当該指定については、道路又は鉄道に関する国の計画の達成に資するよう行うとともに、踏切道の改良を優先的に実施する必要性、踏切道の周辺の地域の地形及び土地利用の状況その他の事情を勘案して行うものとすること。

(第三条第一項及び第二項関係)

2 市町村長が、当該市町村の区域内に存する踏切道のうち、移動等円滑化の促進の必要性その他の地域の事情を考慮して踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められる踏切道について、1の指定をすべき旨を、都道府県知事を経由して、国土交通大臣に申し出ることができるとすること。

(第三条第五項関係)

二 地方踏切道改良計画の作成及び提出

一の1の指定に係る鉄道事業者及び道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)は、国土

交通大臣が指定する期日までに、地方踏切道改良計画を作成して、国土交通大臣に提出しなければならないものとする。ただし、比較的短期間に完了する踏切道の改良の方法により改良する場合は、この限りでないものとする。

(第四条第一項関係)

三 踏切道密接関連道路の改良

1 踏切道の改良について、踏切道密接関連道路（当該踏切道と交通上密接な関連を有する道路をいう。以下同じ。）の改良を含むものとする。

(第三条第一項関係)

2 地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画には、当該踏切道に係る他の道路管理者が管理する踏切道密接関連道路の改良（以下「特定道路改良」という。）の方法に関する事項を、あらかじめ、当該他の道路管理者の同意を得て、記載することができるものとし、その場合においては、当該他の道路管理者は、これらの計画に従い、当該踏切道の改良を実施しなければならないものとする。

(第四条第四項及び第五項、第六条第三項並びに第十一条第三項関係)

3 一の1の指定に係る道路管理者は、道路法の規定にかかわらず、地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に記載された特定道路改良を行うことができるものとし、その場合においては、当該踏切道

密接関連道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

(第七条関係)

四 道路外滞留施設の整備又は管理に係る協定制度の創設

1 地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画には、当該踏切道における安全かつ円滑な交通の確保を図るために必要であると認められるときは、道路外滞留施設（踏切道に接続する道路に沿って設けられた通路その他の当該道路の区域外にある施設であつて歩行者又は自転車利用者の滞留の用に供することができるとして国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の整備又は管理に関する事項を、あらかじめ、道路外滞留施設の所有者等の同意を得て、記載することができるものとする。

(第四条第六項及び第七項並びに第六条第三項関係)

2 一の1の指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に記載された道路外滞留施設の整備又は管理を行うため、道路外滞留施設の所有者等との間において、その全員の合意により、滞留施設協定を締結して、当該道路外滞留施設の整備又は管理を行うことができるものとする。

(第八条関係)

3 2の鉄道事業者及び道路管理者は、滞留施設協定を締結しようとするときは公告及び縦覧を行い、

これを締結したときはその旨の公示等を行うものとし、当該公示のあった滞留施設協定は、その公示の後において道路外滞留施設の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

(第九条及び第十条関係)

五 地方踏切道改良計画の提出期日の猶予

1 立体交差化による踏切道の改良を行おうとする場合であつて、二の国土交通大臣が指定する期日までに地方踏切道改良計画を作成することができない特別の事情があるときは、地方踏切道改良協議会における協議を経て、当該期日までに、国土交通大臣に対し、その旨、当該特別の事情及び地方踏切道改良計画を提出する期日（以下「計画提出期日」という。）を届け出ることができるものとする。

(第四条第十項関係)

2 鉄道事業者及び道路管理者は、1の届出をしたときは、当該届出に係る計画提出期日（国土交通大臣による変更の指示があつた場合には、変更後の計画提出期日）までに、協議により地方踏切道改良計画を作成して、国土交通大臣に提出することとすることができるものとする。

(第四条第十二項関係)

六 改良後の踏切道に係る評価の実施

- 1 一の1の指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道の改良を完了したときは、当該踏切道の改良の完了後の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況について、自ら評価をしなければならないものとし、当該鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）は、評価を実施したときは、当該評価の結果を国土交通大臣に届け出なければならないものとする事。

（第十二条関係）

- 2 国土交通大臣は、1の届出を受けた場合において、踏切道の改良の完了後においてもなお一の1の指定に係る国土交通省令で定める基準に該当することとなる踏切道について、安全かつ円滑な交通の確保を図ることが特に必要であると認めるときは、1の鉄道事業者及び道路管理者に対して、期限を定めて、地方踏切道改良計画の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとすること。

（第十七条第三項関係）

七 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度の創設

- 1 国土交通大臣は、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性、踏切

道を通過する列車の運行の状況、踏切道の周辺における鉄道と道路との交差の状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、踏切道災害時管理基準（災害時において鉄道事業者及び道路管理者がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領の作成、当該措置に関する訓練の実施その他の災害が発生した場合における踏切道の適確な管理のために必要な事項に関する国土交通省令で定める基準をいう。以下同じ。）に適合する管理の方法を定めることが必要と認められるものを指定するものとする。

（第十三条第一項関係）

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する踏切道であつて1の国土交通省令で定める基準に該当するものうち、踏切道災害時管理基準に適合する管理の方法を定めることが必要と認められる踏切道について、1の指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができるものとする。

（第十三条第二項関係）

3 1の指定に係る鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）は、国土交通大臣が指定する期限までに、協議により1の指定に係る踏切道の管理の方法（以下「地方踏切道災害時管理方法」という。）を定め、国土交通大臣に提出しなければならないものとする。

(第十四条第一項関係)

4 3の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、当該鉄道事業者又は道路管理者は、国土交通大臣に裁定を申請することができるものとし、国土交通大臣が裁定をした場合においては、協議が成立したものとみなすものとする。 (第十四条第三項及び第五項関係)

5 国土交通大臣は、3により提出された地方踏切道災害時管理方法が著しく不相当であると認めるときは、その変更を指示することができるものとする。 (第十四条第八項関係)

6 国土交通大臣は、1の指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。）をしたときは、当該指定に係る踏切道の管理の方法（以下「国踏切道災害時管理方法」という。）を決定するものとする。 (第十五条第一項関係)

7 国土交通大臣は、国踏切道災害時管理方法を決定する場合には、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならないものとする。 (第十五条第三項関係)

8 国土交通大臣は、3の鉄道事業者及び道路管理者が正当な理由がなく地方踏切道災害時管理方法を定めていないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者に対して、地方踏切道災害時管理方法

を定めるべきことを勧告することができるものとする。

(第十七条第四項関係)

八 地方踏切道改良協議会の協議事項の拡充

鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）は、地方踏切道改良計画の作成及び実施、災害が発生した場合における踏切道の適確な管理その他の踏切道の改良の促進に関し必要な事項について協議を行うため、地方踏切道改良協議会を組織することができるものとする。

(第十六条第一項関係)

九 負担の対象となる費用及び補助の対象となる鉄道事業者の追加

1 鉄道事業者及び道路管理者が協議して負担する費用として、災害が発生した場合における七の1により指定された踏切道（以下「指定踏切道」という。）の管理の実施に要する費用を追加するものとし、鉄道事業者が負担する費用として、災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために行う保安設備の整備に要する費用を追加するものとする。

(第十八条関係)

2 国及び都道府県又は市町村が、その予算の範囲内で、整備に要する費用の一部を補助することができる鉄道事業者として、災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために保安設備を整

備する鉄道事業者を追加するものとする。

(第十九条第一項及び第二項関係)

十 資金の確保に関する措置の拡充

国土交通大臣は、災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理について、鉄道事業者が必要とする資金の確保に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

(第二十一条関係)

十一 その他所要の改正を行うものとする。

第二 道路法の一部改正

一 災害発生時における都道府県による市町村管理道路の代行制度の創設

都道府県は、災害が発生した場合において、指定市以外の市町村からの要請に基づき、当該市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道（当該都道府県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について維持（道路の啓開のために行うものに限る。）又は災害復旧に関する工事を当該市町村に代わって自ら行うことができるものとし、その場合においては、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

(第十七条第八項及び第二十七条第四項関係)

二 道路と鉄道との交差部分の管理の方法

1 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合において、当該道路の道路管理者及び当該鉄道事業者等は、交差の方式の区分に応じて国土交通省令で定める基準に適合する当該交差部分の管理の方法について協議し、これを成立させるよう努めなければならぬものとする。ただし、立体交差以外の交差について第一の七の1の指定があつたときは、この限りでないものとする。

(第三十一条の二第一項関係)

2 道路管理者又は鉄道事業者等の一方が1の協議を求めたときは、当該協議を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならぬものとし、国土交通大臣は、道路管理者又は鉄道事業者等の一方が1の協議を求めたにもかかわらず他の一方が当該協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協議を求めた者から申立てがあつたときは、正当な理由がある場合に該当すると認める場合を除き、当該協議を求められた者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることが出来るものとする。

(第三十一条の二第二項及び第三項関係)

3 指定区間内の国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、交差の方式の区分に応じて国土交通省令で定める基準に適合す

る当該交差部分の管理の方法を決定するものとする。ただし、立体交差以外の交差について第一の七の1の指定があつたとき等は、この限りでないものとする。

(第三十一条の二第四項及び第五項関係)

三 沿道区域における損害予防義務の対象の見直し

1 沿道区域の指定においては、当該指定に係る沿道区域及び2の措置の対象となる土地、竹木又は工作物を定めるものとし、道路管理者は、当該指定をしたときは、遅滞なくこれらの事項を公示するものとする。

(第四十四条第二項関係)

2 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合において、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならぬ土地、竹木又は工作物の管理者は、1により公示されたものの管理者に限るものとする。

(第四十四条第三項関係)

四 沿道区域における工作物の設置に関する届出・勧告制度の創設

1 道路管理者は、沿道区域(三の2の措置の対象となるものとして工作物が三の1により公示された

ものに限る。)の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができるものとし、当該指定をしようとする場合においては、あらかじめ、その旨及びその区域を公示しなければならないものとする事。 (第四十四条の二第一項及び第二項関係)

2 届出対象区域の区域内において、工作物(三の1により公示されたものに限る。)の設置に関する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その他の条例(指定区間内の国道にあつては、国土交通省令)で定める事項を道路管理者に届け出なければならないものとする事。 (第四十四条の二第三項関係)

3 軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、2は適用しないものとする事。 (第四十四条の二第四項関係)

4 道路管理者は、2の届出があつた場合において、その届出に係る行為が災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすおそれがあるとき、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする事。 (第四十四条の二第六項関係)

五 防災拠点自動車駐車場の指定制度の創設

1 国土交通大臣は、道路の附属物である自動車駐車場のうち、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図るため、重要物流道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）その他の広域災害応急対策（一の都道府県の区域を越えて行われる緊急輸送の確保その他の災害応急対策であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要と認められるものについて、防災拠点自動車駐車場として指定することができるものとし、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る自動車駐車場の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に協議し、その同意を得るとともに、その旨を公示しなければならぬものとする。

（第四十八条の二十九の二関係）

2 道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、又は災害の速やかな復旧を図るため、防災拠点自動車駐車場の広域災害応急対策の拠点としての機能を緊急に確保することが特に必要であると認めるときは、当該防災拠点自動車駐車場について、広域災害応急対策の拠点としての利用以外の利用を禁止し、又は制限することができるものとする。この場合においては、当該防災拠

点自動車駐車場の入口その他必要な場所に、禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならないものとする。 (第四十八条の二十九の三及び第四十八条の二十九の四関係)

3 道路管理者は、その管理する防災拠点自動車駐車場について、災害時における広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ、道路外災害応急対策施設（当該防災拠点自動車駐車場に隣接する土地の区域に存する駐車場、備蓄倉庫、発電施設、通信施設その他災害応急対策に必要なものとして政令で定める工作物又は施設をいう。以下同じ。）の所有者等との間において、その全員の合意により、災害応急対策施設管理協定を締結して、当該道路外災害応急対策施設の管理を行うことができるものとする。 (第四十八条の二十九の五関係)

4 道路管理者は、災害応急対策施設管理協定を締結しようとするときは公告及び縦覧を行い、これを締結したときはその旨の公示等を行うものとし、当該公示のあった災害応急対策施設管理協定は、その公示の後において道路外災害応急対策施設の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。 (第四十八条の二十九の六及び第四十八条の二十九の七関係)

六 その他所要の改正を行うものとする。

第三 道路整備特別措置法の一部改正

一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は地方道路公社は、高速道路等の道路管理者に代わって、第二の四の４による勧告及び第二の五の２による防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限を行うものとし、機構は第二の五の２により設けるべき道路標識を定め、地方道路公社は第二の五の２により道路標識を設けるものとする。

（第八条第一項及び第十七条第一項関係）

二 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」という。）は、高速道路の道路管理者に代わって、一により機構が定めた道路標識を第二の五の２により設けるものとする。

（第九条第一項関係）

三 会社が維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合において、会社及び当該鉄道事業者等は、道路法等の規定にかかわらず、交差の方式の区分に応じて国土交通省令で定める基準に適合する当該交差部分の管理の方法について協議し、これを成立させなければ

ばならないものとする。

(第九条第六項関係)

四 地方道路公社が維持、修繕及び災害復旧を行う道路と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、地方道路公社及び当該鉄道事業者等は、道路法の規定にかかわらず、交差の方式の区分に応じて国土交通省令で定める基準に適合する当該交差部分の管理の方法について協議し、これを成立させなければならないものとする。

(第十七条第二項関係)

五 道路管理者は、高速道路等について、第二の四の1による届出対象区域の指定又は第二の五の1の協議を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社又は地方道路公社の意見を聴かなければならないものとする。

(第三十条第一項及び第三十一条第一項関係)

六 その他所要の改正を行うものとする。

第四 高速自動車国道法の一部改正

一 高速自動車国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、当該交差部分の管理の方法であって安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものを決定するものとする。

二 その他所要の改正を行うものとする。

第五 鉄道事業法の一部改正

一 国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表の対象の拡充

国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表の対象として、第一の六の二による地方踏切道改良計画の変更その他の必要な措置を講ずべきことの勧告及び第一の七の八による地方踏切道災害時管理方法を定めるべきことの勧告を追加するものとする。

(第十九条の三関係)

二 土地の使用の用途の拡充

鉄道事業者が、国土交通大臣による許可を受けて他人の土地を一時的に使用する際の用途として、災害時における作業場等を追加するものとする。

(第二十二條關係)

三 植物等の伐採等の制度の創設

鉄道事業者は、植物若しくは土石が鉄道線路その他の輸送の安全の確保に必要な鉄道施設として国土交通省令で定めるものに障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物若しくは土石が当該

鉄道施設に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、国土交通大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、若しくは移植し、又はその土石を除去することができ
るものとする事。

(第二十二條の二關係)

四 その他所要の改正を行うものとする事。

第六 附則

一 この法律は、令和三年四月一日から施行するものとする事。ただし、次に掲げる改正規定にあつては、それぞれ次に定める日から施行するものとする事。

1 第二の一 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

2 第二の三、四及び五並びに第三の一、二及び五 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

3 第五の二及び三 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第一條關係)

二 所要の経過措置を定めるものとする事。

(附則第二條から第五條まで關係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第六条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第七条から第十二条まで関係)